

「国民健康保険限度額適用認定証」の交付申請について

70歳未満の方が、受診された医療機関の窓口で「限度額適用認定証（以下、限度証）」を提示することによって、保険診療費の自己負担額が所得により区分された自己負担限度額までとなります。

「限度証」の交付につきましては、次の事項にご留意いただき当該認定申請書を医師国保組合にご申請下さい。

◆ 申請に必要な書類

「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」

◆ 自己負担限度額（月額）について

区分	所得要件	3回目まで	4回目以降 (多数該当)
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

◆ 医療機関窓口に表示するもの

ア～エの世帯	限度額適用認定証, 被保険者証
オの世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証, 被保険者証

◆ 限度額適用認定証の有効期限

8月から翌年の7月末日（※毎年7月に更新文書をご送付いたします。）

◆ 注意事項

- 令和3年8月1日より個人番号（マイナンバー）による情報連携にて、申請される世帯の税情報を直接取得できるようになりましたので、所得課税証明書等の添付が不要となりました。しかしながら、税情報が取得できなかった方につきましては、後日、所得課税証明書等のご提出をお願いする文書をお送りいたします。
- 「限度証」の交付を受けている被保険者が資格喪失する場合は、「資格喪失届」に「被保険者証」と「限度証」を添えてお届け下さい。また、「氏名・住所」の変更があった場合は、「氏名・住所変更届」に「被保険者証」と「限度証」を添えてお届け下さい。
- 世帯構成に変更があった場合は、変更後の所得状況により自己負担限度額の区分が変更となる場合があります。その場合、所得課税証明書等の書類をご提出いただく場合がございますのでご了承下さい。
- 後期高齢者医療制度による医療を受けることに至った場合は、「限度証」をご返却下さい。
- 「限度証」を提示しなかった場合、窓口での自己負担額は従来どおり3割（未就学：2割）となります。その場合、該当月の3ヶ月後に医師国保組合より対象者に「高額療養費支給申請書」をお送りいたしますのでご申請下さい。

◆ 個人番号の利用目的について

- 当組合は、被保険者の個人番号を、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。
- 各種申請書等で知り得た被保険者の個人情報、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。

常務理事	事務長	担当者

限度額適用
 国民健康保険 標準負担額減額 認定申請書
 限度額適用・標準負担額減額

記号	千医国	番号					申請年月日	令和	年	月	日	HP
組合員	住所	〒.....										
	氏名	フリガナ			生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日			
	電話番号					個人番号 (マイナンバー)						
限度額適用 減額対象者	氏名	フリガナ			生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日			
	組合員との続柄					個人番号 (マイナンバー)						
受診(入院等)予定期間					令和 年 月から							
受診を予定する保険医療機関等					名称							
					所在地							

※太枠内をご記入下さい

受診される方のお名前をご記入ください

※申請日以前に、90日以上入院期間のある方は、ご記入下さい。

申請日の前1年間の入院期間(日数)	令和	年	月	日から		令和	年	月	日まで		日間
入院をした保険医療機関等	名称										
	所在地										
長期入院	該当 ・ 非該当										

上記のとおり、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等の認定を申請します。

令和 年 月 日

組合員(申請者)氏名 (印)

千葉県医師国民健康保険組合理事長 様

【個人番号の利用目的について】

- 当組合は、被保険者の個人番号を、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付 / 受付印 の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。
- 各種申請書等で知り得た被保険者の個人情報、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。

組合 記入 欄	認定方法	・情報連携 ・納税通知書 ・課税証明書 ・その他
	適用区分	ア イ ウ エ オ / 現Ⅱ 現Ⅰ 低Ⅱ 低Ⅰ
	台帳	()